

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた高等学校等奨学給付金制度による支援について（家計急変世帯の支援、通信費支援）

愛知県では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、従来は高等学校等奨学給付金の支給対象とならなかった「家計急変世帯」への支援や、オンライン学習を活用している高等学校等奨学給付金支給対象者への「通信費相当額の支援」を令和2年度に限り実施します。

1 家計急変世帯の支援

● 家計急変世帯の支援の概要

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得（非課税・生活保護）世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度ですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、家計急変により非課税世帯に相当すると認められる世帯（家計急変世帯）も給付金の支給対象とします。

● 家計急変世帯に該当する方

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、申請日時点の生徒の親権者などで、高等学校等就学支援金を申請する際に所得確認の対象となる方（所得確認書類を提出する方）のことをいいます。生徒に両親がいる場合は、父母の両方が保護者等となります。（保護者等の確認は、生徒が在学する高等学校等へ提出した就学支援金の受給資格申請書等により各学校において行います）

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

- ① 平成26年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生（1年次）に入学した方
- ② 7月までに就学支援金（または学び直し支援金・専攻科支援金）を申請している方*
*7月末までに就学支援金の申請が受理されていない方、7月時点で就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金のいずれも受給できない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。
- ◇ 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、12月末までに復学し給付金を申請した場合は給付を受けられます。

2 保護者等の条件…①～③全てに当てはまる必要があります

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方
*新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月1日以降に退職、廃業、破産をされたほか、収入が減少した方が対象となります。
- ② 県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯
保護者等全員の収入見込み額が、世帯構成※に応じて以下に定める額未満の方が対象となります。

世帯構成	単身世帯	寡婦（夫）	2人	3人
年収見込み額	1,000,000円未満	2,042,857円未満	1,714,286円未満	2,214,286円未満

4人	5人
2,714,286円未満	3,214,286円未満

※世帯構成とは、住民票上の世帯人員数ではなく、本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計です。

- ③ 申請日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
*保護者等全員、または生徒と同居する（生計を同じくする）保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
*愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。在学する学校へ相談してください。

● 申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等（就学支援金の所得確認書類を提出した方）のうち、1名。

- ◇両親が保護者であり、別居している場合は、生徒と同居する保護者が申請してください。
- ◇就学支援金の書類を提出してから申請日までの間に、離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、在学する学校へお問い合わせください。

2 提出先

就学支援金の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

- ◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合でも、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。

3 申請期限

令和2年10月30日（金）まで

4 支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。支給は原則年1回、全額を支給します（支給時期は、別途学校からお知らせします）。

5 申請書類

◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1-1（その3））
- ②保護者等の家計状況申告書（様式第5-1～2）
- ③保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
退職の場合：雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書のいずれか
廃業の場合：廃業等届出
破産の場合：破産手続開始決定通知書
上記のいずれにも該当しない場合：提出書類はありません。
- ④保護者等の家計急変の発生時点を証明する書類
家計急変の発生した月とその前月の給与明細書又は会計帳簿
ただし、退職・廃業・破産の場合または、家計急変後の収入を証明する書類として会社作成の給与見込み若しくは税理士又は公認会計士の作成した収入証明書類を提出する場合は提出を省略できます。
- ⑤保護者等の家計急変前の収入を証明する書類
令和2年度（2020）年度分の課税証明書等（県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの）
ただし、給付金申請年度に就学支援金を申請した方で、①申請書の同意欄にチェックをした場合は提出を省略できます。
- ⑥保護者等の家計急変後の収入を証明する書類
直近3カ月において給与等に係る収入がある場合：会社作成の給与見込み（提出できない場合に限り直近3カ月の給与明細書）
直近3カ月において事業収入がある場合：税理士等の作成した収入証明書（提出できない場合に限り直近3カ月の会計帳簿）
家計急変の発生事由が退職・廃業又は破産によるものであり、直近3カ月において収入がない場合：提出書類はありません。
※会社作成の給与見込み、税理士等の作成した収入証明書は原本（コピー等は不可）。
- ⑦保護者等の扶養者の人数・年齢の確認できる書類 保護者等とその扶養者全員分の健康保険証
- ⑧振込先口座の通帳等の写し（様式第1-2） 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるもの
—以下は、第2子加算額を申請する方のみ—
- ⑨高等学校等奨学給付金加算支給申請書（様式第2-1）
- ⑩第2子加算要件に該当する家族の在学証明書
高等学校等に在学する第2子加算額を申請しない者であって、年齢が23歳以上の方の証明書を提出。
原本。学生証・生徒手帳のコピー等は不可。複数の学校に在学している方は、就学支援金を申請した学校の証明書を提出してください。

6 給付金支給額

◇給付金支給額（年額）は、生徒一人につき、課程・学科により下表のとおりです。

	第1子	第2子以降
全日制・定時制	103,500円	138,000円 (うち加算額34,500円)
通信制・専攻科	38,100円	

◇7月以降に家計急変の発生した方の支給額は、家計急変の発生した月の翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表とは異なります。

2 オンライン学習に係る通信費の支援

- **通信費支援の概要**
新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン学習を活用している低所得世帯の高校生等を対象に、通信費相当額を支援するために、奨学給付金を加算して支給します。
 - **通信費加算の対象者**
高等学校等奨学給付金の支給を受けることのできる方（生業扶助を受給している方を除く）であって、加算支給額を通信費に充てることを誓約いただける方に対して支給します。
 - **申請方法**
高等学校等奨学給付金の申請時に、「オンライン学習の通信費に係る誓約書」を添付して申請してください。
 - **通信費加算の支給額**
誓約書を提出したすべての方について、年額1万円を支給します。ただし、家計急変世帯として申請された方は、家計急変の発生した月の翌月以降の月数に応じて算定した額となります。
- お問い合わせ：各学校または愛知県県民文化局私学振興室 奨学グループ（☎ 052-954-7477（ダイヤル））